

静岡県教育委員会

議事録

令和元年度 第11回定例
10月16日（水）

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

令和元年10月16日に教育委員会第11回定例会を招集した。

- | | | | | |
|---|------|---------------|-----------|--------|
| 1 | 開催日時 | 令和元年10月16日(水) | 開会 | 13時30分 |
| | | | 閉会 | 15時00分 |
| 2 | 会場 | 教育委員会議室 | | |
| 3 | 出席者 | 教 育 長 | 木 苗 直 秀 | |
| | | 委 員 | 渡 邊 靖 乃 | |
| | | 委 員 | 藤 井 明 子 | |
| | | 委 員 | 加 藤 百 合 子 | |
| | | 委 員 | 伊 東 幸 宏 | |
| | | 委 員 | 小 野 澤 宏 時 | |

事務局(説明員)	鈴 木 一 吉	教育部長
	松 井 和 子	教育監
	長 澤 由 哉	理事(総括担当)
	木 野 雅 弘	参事兼財務課長
	堀 口 敬 記	教育総務課長
	中 山 雄 二	教育政策課長
	中 川 好 広	福利課長
	宮 崎 文 秀	義務教育課長
	赤 堀 健 之	高校教育課長
	伊 賀 匡 作	特別支援教育課長
	山 下 英 作	社会教育課長
	名 雪 元	健康体育課長
	西 山 義 則	静岡教育事務所長
	市 川 克 明	静岡西教育事務所長
	三 科 守	中央図書館長
	塩 崎 克 幸	総合教育センター所長
	大 石 正 佳	教育総務課参事

4 その他

- (1) 第24、25号議案は原案通り可決された。
- (2) 報告事項1、2は、了承された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の議事録の署名は、私のほか、伊東委員にお願いする。

【非公開の決議】

教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。
第 25 号は、表彰に関する被表彰者に関する被表彰者審議案件のため、
第 26 号及び報告事項 2 は公開予定日前の案件のため、非公開としたい
が、異議はあるか。

全 委 員： 異議なし。

教 育 長： それでは第 25、26 号議案及び報告事項 2 は非公開とする。公開案件
から審議する。

第 24 号議案 静岡県立学校教育職員の勤務時間の上限に関する方針

教 育 長： 第 24 号議案「静岡県立学校教育職員の勤務時間の上限に関する方
針」について、堀口教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： <議案についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： 教育職員という表現をしているが、この定義は何か。先生だけではなく、
全ての関係する職員を含み、全体を総称して教育職員としていると
いう事で良いか。

教育総務課長： 事務職は除くが、そのとおりである。

藤 井 委 員： そうであれば、学校現場におられる先生方を含む、全ての職員の方々
が基本的に対象となるという事だと思うが、方針の趣旨には、「長時間
勤務の是正による教師の心身の健康の保持増進」「心身ともに健康な教
師が児童生徒と向き合うことによる教育の質の向上」と、教師のことし
か記載されていないが、何故か。

教育総務課長： 藤井委員が御覧になっている資料は、補足資料の 1 「方針の趣旨」
であると思うが、議案では教育職員という表現で統一しているが、補足
資料では、教師と記載している。

藤 井 委 員： 何故異なる表現となるのか。

加 藤 委 員： 補足資料の中でも、要旨のところに教師（教育職員）という記載があ
るが。

教育総務課長： 国が策定したガイドラインでは、「教師」という言葉を使っているが、
今回県で方針を作成するにあたり、「教師」という表現では、非常に限
定的に受け止められてしまう恐れがあり、管理職や実習助手、その他教
育に関わる職員の総称として、議案では教育職員という表現を使った。
補足資料の表現は誤りである。

藤 井 委 員： 表現については、統一してもらえばそれで良い。もう 1 点、理解に苦
しむのは、この方針では時間外の上限の目安時間が設定されており、残

業することが前提となってしまうている。現実問題として、残業が発生してしまっていることは理解するが、その状況を是正するために改革が必要なのであり、改革を進める中で、現実としてすぐに残業時間をゼロにするのは難しいから、暫定的に残業時間の目安を定めるというのであれば理解できるが、いきなり残業することを前提として上限を設けるといことに関しては、全く理解できない。働き方の問題について、メスを入れていないとまでは言わないが、国が指針を出したからそれに従って上限を設ける、というのであれば、単純すぎて抜本的な対策にはならない。

教育部長： 残業時間ゼロを目指すという文言を前文に入れる。

藤井委員： 文言の記載を行うだけでなく、しっかりと推進して欲しい。

加藤委員： 目標をしっかりと明文化しなければ、ずるずるといってしまうと思う。ぜひお願いしたい。

伊東委員： 上限時間の目安は月 45 時間以内となっているが、現状としてどの程度残業が発生しているのか。

教育総務課長： 今具体的な数字は回答できないが、45 時間は超えてしまっている。

伊東委員： 現状が 45 時間を超えていて、この数字に抑えようとするのであれば、仕事を減らさなければ無理だと思うが。

教育部長： 仰るとおり、仕事の見直しは絶対に必要。

伊東委員： どの仕事を減らすのか指示が必要だと思う。

福利課長： 先程御質問があった残業時間に関して、県立学校の平成 30 年度の教員の時間外の状況について回答すると、1 ヶ月あたり 80 時間以上 100 時間未満の職員は、年間 3,053 人、1 ヶ月あたり 100 時間以上となった職員は 2,518 人であった。1 月で 1 校当たり 5 人位、80 時間を超えている人間が居るといった状況である。

藤井委員： それは、この時間管理システムをベースにしたデータか、それとも自己申告か。

福利課長： 業務記録簿がベースとなっているため、自己申告である。

藤井委員： 教員のみ数字か。

福利課長： 事務も含めた教職員全体の数字である。事務で 80 時間超えということは、通常あり得ないため、大体部活動指導を行う教員であると推測する。

渡邊委員： 方針はあくまで時間の目安に過ぎないと思うが、今後、実効性を持たせるためにどのような取組を行っていくのか。

教育部長： その点については、業務改革プランで対応をしていく。補足で申し上げると、部活動ガイドラインを策定したが、ガイドラインの上限で活動をすると、45 時間を超えてしまい、矛盾が生じてしまうため、部活動ガイドラインの見直しも行う。

渡邊委員： そういった点も含めて考えていかなければ、方針で決めた時間だけが一人歩きして、先生方自身を苦しめてしまうことになりかねない。

また、学校側だけではなく、部活動を見守っている地域の方の中には、

部活動の時間を削減することで、心身の成長を阻害してしまうといった前時代的な考えを持っている方がいるように思う。学校の中だけではなく、地域の方々にも周知する等により、学校の先生が板挟みになって苦しむことが無いようにサポートが必要だと思う。

加藤委員： 部活動指導を外部に任せれば良いのではないかと。

教育長： 一部は既にやり始めている。

教育部長： 部活動指導員は、教員が居なくても単独指導ができる。外部に任せるといった形にシフトしてきている。

渡邊委員： 本格的にスポーツに取り組みたいという保護者に対して、学校の先生が地域のスポーツ少年団等を紹介すると、部活で無ければ駄目だという強い意志を返されたという話を聞いたことがある。根が深い問題があると思う。

加藤委員： 仕組みとして外に出せば良いと思う。部活動は学校の外であると位置付けて、教員がどうしても部活動をやりたい場合は、外部指導員として登録を行い、教員という立場ではない形で指導をするといったことも考えられる。

教育監： そういった仕分けができるかどうかについても、もう少し時間をかけて検討が必要。ただ、少し距離がある施設に行ってスポーツができる家庭環境の子どもたちばかりではないため、子どもたちにとって身近な学校の施設で運動ができるというのは利点でもある。

藤井委員： その効果を否定するつもりはない。本来そういう姿であるべきものが、どんな大会で順位がどうだったといった話にエスカレートして行って、どんどん残業が増えていってしまっている。一度リセットして、本来あるべき姿を追求していかなければ抜本的な改革はできないと思う。

さらに言えば、80時間とか100時間やる先生がたくさんいる中で、45時間を上限とするガイドラインを作成すると、45時間までは残業できるという思考になってしまう。冒頭に述べたとおり、改革をすることが主眼であり、当面は過渡期として45時間の上限を設けるといった形にしなければ、残業ありきという状態は変わらない。

伊東委員： 資料の表現について、上限の目安の対象となる時間外勤務のイメージという表について、成績処理や授業準備等は勤務時間外でやるというように見えてしまうが。

教育総務課長： そういう意味ではない。分かりやすい表に修正する。

藤井委員： 先生方の給与は、残業代相当とは言わないが、同年代、同様の業務の職業と比較して、プレミアムは付いているのか。

教育総務課長： 4%の調整額という形で上乗せは付いている。

藤井委員： それは、世の中一般の同年代の平均給与と比較して4%上乗せされているということか。

教育部長： 教員の本給は、行政職と比較して高い。

藤井委員： 具体的にどの程度の金額か。

教育部長： 行政職と比較すると2万円程度高い。

- 藤井委員： そのレベルの違いという事か、承知した。話は少し逸れてしまったが、抜本的な改革をどんどん進めていくべきである。そうすれば、部活動ガイドライン自体も不要になる。
- 小野澤委員： 東京でも部活動の外部指導員について話が来たが、1日2千円でという事で、なかなか難しいところがあった。外部指導員の確保のためにも、予算取りは重要だと思う。
- 藤井委員： 逆に言えばそれくらいの価値で先生方が対応しているという事でもある。
- 教育長： これまでは、子どもが好きだからというところで、ある意味で奉仕活動みたいな面もあったが、時代も変わってきているため、見直していく必要がある。
- 藤井委員： もう一つ、先生方の働き方が話題にはなっているが、先生方に余裕がなければ、そのしわ寄せは全て子どもたちになってしまう。教育の質の問題ともなってくるため、是非働き方改革を進めていただいて、豊かで幅のある教育を目指してもらいたい。
- 教育長： ちょうど見直す時期が来ているという事だと思う。静岡方式を確立して、本県から発信するくらいの勢いでやっていきたい。
- 伊東委員： 仕事を減らすか、人を増やすかの2択しかない。部活動指導員については、人を増やす方に該当するが、小野澤委員のお話にあったような対価では、まともにやってくれる人はいない。お金をかけずに働き方改革をやろうとしても、無理がある。部活動指導員から始めるというのは良いと思うが、従事する人が納得するようなお金を確保をしなければならぬ。
- 教育総務課長： 方針に関しては、目的についてしっかりと整理する。部活動の在り方についても、時間は必要だが、引き続き検討を続けていく。
- 教育部長： 前文の内容と伊東委員から御指摘があった表の修正を行う。大筋については了解していただいて、表現等については修正したものを報告させていただくという形で良いか。
- 藤井委員： 条件付き了解である。
- 渡邊委員： 目的がしっかりと分かるような表現でお願いしたい。
- 教育長： 他に質疑等はあるか。
- 全委員： (特になし)
- 教育長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。
- 全委員： (異議なし)
- 教育長： 第24号議案は可決とするが、修正後の方針については別途報告する。

報告事項1 浜松地区及び三島田方地区特別支援学校（仮称）の校名募集

教 育 長： 報告事項1「浜松地区及び三島田方地区特別支援学校（仮称）の校名募集」について、伊賀特別支援教育課長より報告願う。

特別支援教育課長： <報告事項についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： この類の報告は配布報告で良いと思うが、あえて報告事項とした理由はあるか。

特別支援教育課長： 委員の御意見をいただきたいため、報告事項とした。

藤 井 委 員： 配布報告であったとしても意見は述べる。限られた時間の中で行っているため、この類のものについては、配布報告で良いと思う。

特別支援教育課長： 承知した。

渡 邊 委 員： 三島田方地区の場合、既存の学校と隣同士となると思うが、名前を分けることによって違う学校であると分かるようにするためか。

特別支援教育課長： そうである。

渡 邊 委 員： 応募する方に提示する応募要項には、学校側が考えるこんな学校にしていきたいといったような趣旨を載せたりはするか。

特別支援教育課長： 準備委員会の方で現在コンセプト等は詰めているところであるため、校名段階の募集の段階で具体的な提示は難しい。

渡 邊 委 員： 具体的な決定案でなくても良いが、イメージといったものでも記載できれば、思いが伝わるのではないかと思う。

教 育 長： 他に質疑等はあるか。

全 委 員： （特になし）

教 育 長： 報告事項1を了承する。

（会議の非公開）

教 育 長： 会議を非公開とする。傍聴人は退席願う。

<非>第25号議案 令和元年度静岡県教育委員会表彰被表彰者の決定

※ 非公表

<非>第26号議案 令和2年度教職員人事異動方針

教 育 長： 第26号議案「令和2年度教職員人事異動方針」について、堀口教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： <議案についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： 方針の中に、今説明があった民間派遣については記載しないのか。

教育総務課長： 異動に関しての方針となるため、記載していない。

藤井委員： 基本方針の中で、極力民間との交流を増やしていくということを掲げてほしいため、意見を述べた。この1件だけ検討しているというのでは、答えになっていない。

教育総務課長： 人材育成の中で、ミドルリーダーについて、中堅の世代を中心に、民間や異校種等の違う分野への派遣や交流を進めていく方針である。

藤井委員： ミドルリーダーに拘る必要はない。若手中堅も管理職も、全世代における教員としての人材育成について、民間との交流等が必要であるため、そういった方針をしっかりと出してほしいということである。協議会で出た意見について、反映できないというのであれば、その理由を説明すべきである。協議会で意見を聴取した以上は、その対応の是非についても、しっかりと回答を出すべきである。

教育総務課長： 承知した。この議案については、一度お預かりをしたい。

渡邊委員： 今回Z会との交流が、1件実現しそうということであるが。

義務教育課長： 今月からこちらの職員が先方に行っているが、相手からの受け入れについては、定数等の観点も含めてどんな形で実現できるか、ということを検討している。

渡邊委員： 今回実現したとしたら、将来に向けてそういった枠の確保や、拡大していくといった方針にできないか。

義務教育課長： 枠の拡大等は難しいところがあるが、どうすれば現実的に可能であるかといった点について御意見もいただいているため、何ができるかということは今後検討していきたい。

渡邊委員： そういったお気持ちがあるのであれば、教職員の異動方針全体に関して、単に教育界の中だけではなく、外部との交流で研鑽を積んでいくといったニュアンスの一文を入れていただけると、外部にも開かれた教育委員会になろうとしているということが、内部的にも外部的にも伝わると思うため、記載内容について工夫をしていただければと思う。

教育部長： 予算の都合等もあるので、書き方については工夫をさせていただきたい。実際に民間企業に行っている職員や、JICAで海外に行っている職員もいる。私自身も民間交流を増やしていくべきだと思っているが、なかなか進んでいけないところもあるが、先ほどお話にも出たとおり、義務教育課で今年1名を増やした。表現は考えるが、いただいた御意見の趣旨は、方針の中に反映させたい。

藤井委員： 全体で見ると、実際に民間交流に該当する人事が、数えられる程度しかない。これを如何に増やして、教職員の人材育成につなげていくかということが大事である。

教育部長： まだ未確定な部分もあるが、知事部局と、教員と行政職の交流をもっと増やしていこうという話をしている。どこまで実現できるかは分からないが、教員も様々な経験をすべきであると考えている。民間との交流とは異なるが、それでも学校現場以外のことを経験することは重要である。そういった点も含めて、方針の表現については再検討したい。

- 藤井委員： 部長の意見に賛成である。様々な経験を通じて、先生方の意識そのものが変わる必要があると思う。
- 教育長： 他に質疑等はあるか。
- 伊東委員： 少し話は逸れてしまうかもしれないが、再任用教員というのは、教員を退職した人が対象であると思うが。
- 教育総務課長： そうである。
- 伊東委員： それはそれで良いと思うが、県の職員で様々な専門職で退職された方が、退職後、教育の現場に携わることで力になれる部分はあると思う。子どもたちに、自分が培ってきた経験や知識を伝えることに生きがいを持ってやってくれる方が居るのではないかと思う。
- 教育総務課長： 県を退職した後、大学に行って教える道を選んだという人も何人かいる。
- 伊東委員： そういった方々は、小中学校に行っても活躍できる場があると思う。
- 藤井委員： そういった門戸は開かれているのか。
- 教育部長： 教壇に立つとなると教員免許の問題も出てくると思うため、現状はそんなにやっていないと思う。
- 藤井委員： そういった方は、人事異動がベースではなく、手を挙げる、やる気のある人がベースとなるため、特別免状を出しても問題はないと思う。
- 教育部長： 知事部局で再任用となる方の頭には、現状、教育現場のことは入っていないと思う。この件については、人事課とも話してみたいと思う。
- 教育長： 他に意見はあるか。
- 全委員： (特になし)
- 教育長： 第26号議案については、継続審議とすることに異議はあるか。
- 全委員： (異議なし)
- 教育長： 第26号議案は継続審議とする。

<非>報告事項2 文部科学省「平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」静岡県公立学校の状況（調査結果の要旨）

- 教育長： 報告事項2「文部科学省「平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」静岡県公立学校の状況（調査結果の要旨）」について、宮崎義務教育課長、赤堀高校教育課長、伊賀特別支援教育課長より報告願う。
- 関係課長： <報告事項についての説明>
- 教育長： 質疑等はあるか。
- 加藤委員： いじめや不登校という問題は、いつの時代もあったと思うが、家庭環境が不安定になっているという社会的な問題や、貧富の差が開いてきているという問題もあり、教育業界が子どもたちの悲鳴を通じて感じ取れる数字が出てきている。この問題は、教育業界だけでは解決できないため、社会に対して働き掛けをする等、何らかの対応をしなければならない状況にあると思う。

義務教育課長： 御指摘のとおりであると思う。中学校の場合 4.28%であるが、クラスに大体 2 人くらい該当する生徒がいるということになる。こういった問題はチーム学校で対応していく必要があると思うが、一度休むと学校に行きづらい雰囲気が出てしまう等、初期対応が非常に重要となる。この点について、学校も一生懸命やっているが、今後どう取り組んでいくかというのは課題である。

加藤委員： お酒等と同じように、法律でスマートフォンは 14 歳まで禁止するというくらいの働き掛けをしても良いのではないかと思う。

義務教育課長： 本日の午前中の会議でも、ネット依存率の高さが問題となった。それ以外にも、家庭に関わる問題や、友人関係、部活動の先輩後輩といった問題もあり、教育部長からも分析をするよう指示を受けている。いずれも全国的に難しい問題だと思う。

渡邊委員： ニュージーランドのミドルスクールの副校長が、研修のため三島市に 10 日間くらい滞在をされていたが、ニュージーランドの学校でも同じ問題が起こっており、日本ではどのような対応をしているのかということも学びたいと仰っていた。ニュージーランドでは、多様な子どもたちがいるため、一斉授業ではなく、レベル別に授業を行っているとのことであった。不登校対応については、学校が対応するには数が多すぎるため、市単位の教育委員会で専門機関を作って、実際に学校に来させるための対応は、専門機関に所属しているカウンセラーや支援員が、専門的に対応しているとのことであった。不登校対応といったところで先生方の時間が取られてしまっていることを考えると、働き方改革の面からも、専門的な対応をする部署というのは効果的であるので、検討してもらえればと思う。日本の保護者は、ランク付けをされるということについて抵抗感を示すかもしれないが、その子にとって本当に必要な教育は何かということを考えて、保護者に対して説明を行えば理解が得られるのではないかと思う。

義務教育課長： 相互理解等のきっかけがあれば、登校のきっかけに繋がったりするため、様々な対応を複合的に行っていく必要があると思う。

渡邊委員： そういう中でも、インクルーシブを進めなければならない部分もあり、ちょっと頑張っている子が、大変な子を助けてあげる仕組みを上手に作るといった工夫をする余地はあるのではないかと思う。

加藤委員： とても良い意見だと思う。頑張っている子も教えるという行動を通じて理解を深めることに繋がる。

藤井委員： その手法を取ると、コミュニケーション能力の向上にも繋がると思う。

教育監： 学校の授業も、段々とそういった形になってきており、席について受けていた昔の授業とは異なり、お互いに教えあったりといった形を取り入れたりしてきている。

藤井委員： 以前、移動教育委員会で視察をした富士市が良い例であると思うが、子どもたちの特性に合わせて居場所を提供するという仕組みが広範囲に渡ってできるとそれなりの効果は期待できると思うし、学校に行くこと

が全てではないという考え方も一部必要であると思う。例えば、英語に強い興味を持つ子や、物をきれいにすることに生きがいを感じる子等、本当に多様な子どもたちがいる。学校に出てこないことのみを責めることはない。小中のそれぞれで不登校がゼロという学校はあるか。

義務教育課長： 小規模校なら該当はあると思う。

藤井委員： 質問をした意図としては、通常の学校でそういったところがあれば、何か特別な取組をしていることも考えられるため、調べてみてほしい。

教 育 長： 他に質疑等はあるか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 報告事項2を了承する。

教 育 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。

これをもって、令和元年度第11回教育委員会定例会を閉会とする。